



島根県報

平成26年12月 5 日（金）

号外 第 154 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定

2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第65号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成26年12月 5 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームひまわり園（ユニット型）	出雲市神西沖町1679-6	平成26年12月 2 日
清流園地域密着型介護老人福祉施設	出雲市大津町3529	平成26年12月 2 日
介護療養型老人保健施設昌寿苑	安来市安来町899-1	平成26年12月 2 日
特別養護老人ホーム万田の郷新型	出雲市万田町538	平成26年12月 2 日